

令和6年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和6年12月13日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番 岡田 智子	7番 村上 謙武	13番 石田 茂春
2番 牧野 牧子	8番 菊地 政文	14番 高宮 陽一
3番 藤野 定幸	9番 西尾 幸太郎	15番 米澤 壽重
4番 齋藤 則子	10番 池田 賢治	16番 池田 信博
5番 山田 浩太	11番 安部 大助	
6番 大江 寿	12番 前田 芳樹	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池田 高世偉	地域振興課長 橋本 博志
副町長 大庭 孝久	上下水道課長 村上 和久
教育長 野津 浩一	建設課長補佐 田崎 幸雄
代表監査委員 嶽野 正弘	施設管理課長 岸本 則和
総務課長 宇野 慎一	危機管理室長 柳原 潔
会計管理者 齋藤 和幸	水産振興室長 曾我部 一彦
財政課長 長田 寿幸	都市計画課長 石田 傑
税務課長 池本 繁樹	総務学校教育課長 金井 和昭
町民課長 和田 美由貴	社会教育課長補佐 砂川 祐一
保健福祉課長 野津 千秋	布施支所長 坂本 忠
住民福祉担当課長 広江 和彦	五箇支所長 村上 克樹
環境課長 原 秀人	都万支所長 近藤 勝志
エネルギー対策室長 野津 寿天	中出張所長 茶山 宏
商工観光課長 藤野 一	中央公民館長 木瀬 高宏
農林水産課長 増本 直行	

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 田中 挙	事務局長補佐代理 山本 幸子
-------------	----------------

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 11時00分）

（本会議再開宣告 11時00分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した、町長提出議案の議第99号から議第107号までの「規約・条例関係」の9件、議第108号の「町道路線の変更について」の1件、議第109号から議第111号までの「工事請負変更契約関係」の3件、議第112号の「財産の無償譲渡について」の1件、議第113号から議第119号までの「指定管理者の指定について」の7件、議第120号から議第123号までの「補正予算案」4件、並びに「要望」1件、継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件につきまして、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 1 番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

委員会の開催日ですが、議会閉会中の10月25日、定例会開催前の11月26日、27日、会期中の12月11日、12日の計5日間、開催いたしました。

付託案件に関しましては、別紙のとおりでございます。

審査の結果につきまして、ご報告いたします。条例の一部改正、規約の一部変更、工事請負変更契約、財産の無償譲渡、指定管理者の指定、令和6年度隠岐の島町一般会計及び特別会

計補正予算につきましては、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見、指摘事項につきまして申し上げます。

議第101号「職員の給与に関する条例の改正」、議第107号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正」、議第120号「令和6年度一般会計補正予算（第7号）人件費の増額」、この3議案についてでございますが、国の人事院勧告及び島根県の人事委員会勧告などを参考にし、給与表及び期末勤勉手当の支給率の改正を行うものであります。

委員からは、「ラスパイレス指数はどうなっているのか」「評価システムが導入されたが、人事評価の結果が反映されたものになっているのか」「管理職特別勤務手当の勤務時間変更については、これまで労働基準法から適用除外されていたのか」等の意見がありました。

担当課からは、「ラスパイレス指数は速報値を試算したところ、99.0%である。人事評価そのものは実施しているが、今のところ勤勉手当に反映はしていない。ただ、令和8年4月1日以降に適用させるよう、評価の目線合わせや職員それぞれのレベルアップを図るなど、人事評価制度そのものを高める取り組みを実施している。また、管理職特別勤務手当の対象となる勤務時間の変更については、公務員は労働基準法の適用を受けないので、現状にそぐわないのではないかと全国的に言われ、現在の深夜勤務時間帯に合わされた」との説明でありました。

委員会としては、職員の士気高揚や人材の育成、住民サービスのさらなる向上に努めるためにも、鋭意取り組むよう指摘をいたしました。

続きまして、「文化財保存継承事業指定無形民俗文化財保護事業費、神馬導入費補助金36万6,000円」でございます。

祭礼などの指定無形民俗文化財で使用される神馬の導入を支援するものであります。

委員からは、「伝統文化を継承するならば全額公費負担にすべきである」との意見があり、担当課からは、「検討協議を尽くしていきたい」との返答でありました。

委員会としては、神事の時だけに使うので、文化財保護のためにも新馬導入費並びに飼育飼料についても全額負担すべきと要望しておきます。

続きまして、議第105号「公民館設置及び管理条例の改正について」でございますが、地区公民館である布施公民館、五箇公民館、都万公民館の管理を指定管理者に行わせることができるよう条例の改正を行うものであります。

今後のスケジュールとしては、令和7年度より布施公民館の民営化及び中地区の公民館設置と民営化についての検討を開始し、あわせて五箇公民館及び都万公民館についても、指定管

理者制度の導入を目指すものであります。

委員会としては、布施・中地区における検討状況について詳しい説明を求め議論をいたしました。

委員からは、「公民館運営審議会において、どのような意見が出ているのか」「町全体としての公民館のあり方や今後の方向性を示すべきだ」「民営化によって期待される効果は」などの意見がありました。

担当課からは、「コロナ禍などで停滞した活動の支援が必要となっている中で、地区公民館を民営化にしていくにあたり、まず布施公民館を地区との協議のうえ、地域活性化を目的に実行したい。地域人材が主体となる組織で公民館活動を推進していくことにより、これまでに以上に地域に密着した活動が展開され、人材の育成と地域振興に寄与することができる。今後も指定管理者制度による公民館事業の地域移行を進めていくが、公民館運営審議会においても、“民営化した方が地域の課題解決や社会教育の推進になる”など、民営化に賛同する意見であった」との説明でありました。

委員会としては、地区分館との連携が強化された“モデル的”な公民館となるためにも、今後も情報を共有しながら、地域の主体的なまちづくり活動を支援するよう指摘をいたしました。

次に議第112号「財産の無償譲渡について」でございますが、西町旧西郷中学校跡地で老人会館が所在している町有地に、隠岐共生学園第一保育所を新設することとなり、保育所建設に限定して無償譲渡するものであります。

委員会としては、本町における保育機能の維持や発展を図るため、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づき、無償譲渡することは理解できますが、町民の皆様の大切な財産である町の財産を譲渡する場合には、組織的に庁舎内の検討委員会で審議をし、その結果として譲渡したほうが形としては望ましいのではないかと指摘をいたしました。

続きまして、調査事項についてご報告をいたします。

まず、「町民歌について」でございますが、町政20周年を記念して、シンガーソングライターの小椋桂氏に依頼し“待望の町民歌”が誕生したものであります。

委員会としては、町民の皆様に親しまれ、世代を超えて末永く歌い継がれる町民歌となるためにも、様々な機会を活用し、広く普及に努めるよう要望をいたします。

そして最後に、行政視察を終えての取り組みになりますが、「あいサポーター研修」を、令和7年1月23日に委員全員で受講いたします。

講師に隠岐の島町社会福祉協議会の地域福祉係様をお招きし、“あいサポート運動”等についての講義や、多様な障がいの特性を理解するためのDVD視聴の他、簡単な手話講座も実施する予定です。

障がいや障がいのある方への理解を深めることと、“誰もが暮らしやすい地域社会の実現”に努めていきたいという風に思っておりますので、ぜひ産業建設常任委員会の皆様もご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、所管の調査事項につきましては、議会閉会中も継続して、調査・研究行います。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長 8番：菊地 政文 議員

○8番（菊地政文）

それでは、産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

常任委員会開催日、10月25日、11月26、27日、12月11日、12日 の5日間です。

付託案件13件は、審査の結果付託案件すべて全会一致で「可決すべし」としました。

要望第2号は全会一致で、「採択すべし」といたしました。

審査の経過及び主な意見、指摘事項などを申し上げます。

議第120号「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）、小型旅客船等安全対策事業789万1,000円」。

知床遊覧船事故以降、小型旅客船等に安全設備の設置が義務化されました。

本町では、今回、国に申請し認められた事業者に対し、小型旅客船等の安全設備の導入に係る費用を補助するものである。

本町の観光の基軸であるローソク島遊覧船や小型旅客船等8隻に対し、安心、安全な航行を確保する補助である。

委員からは、「導入費用の補助により、小型旅客船（遊漁船）の運航者が減少してしまわないのか」との意見があったが、「高齢化による減少はあるが、安全設備の設置による急激な減少はないのではないか」との説明がありました。

(2) の「塩の浜海岸管理費・景観保全環境整備費333万4,000円」について説明します。

塩の浜海岸は、海水浴場に指定されてはいないが、特に夏季マリンスポーツなどに訪れる利用客や観光客など多くの人が集う場所である。

委員からは、「大掛かりな海岸清掃も必要ではあるが、利用客の海遊びが利用できるようー

定の期間に限定して、危険なプラスチックなどを取り除くエリアを設けてみるのはいかがでしょうか」などの意見がありました。

議第113号から議第116号、議第118号から議第119号までの「指定管理者の指定について」、特に、委員会で意見等が出た議第113号、114号、及び議第119号を申し上げます。

西郷お魚センターの審査について、「コロナ禍以降、飲食業界全体が厳しい状況の中、継続して運営してきた実績と、地元水産物の安定した供給体制を確立していることから、今後も施設の特性を踏まえた運営が可能として選定に至った」との報告がありました。

一方で、閑散期対策を課題として挙げているため、現在、進行している港周辺のまちづくりにも連携していくよう担当課に指摘いたしました。

(2) 隠岐の島町観光宿泊施設（ホテルMIYABI）について、当該施設の指定管理者として令和4年度から運営しており、宿泊者の増加や安定経営を図り、立地環境に適合した新たなグランピング施設など観光振興に貢献している。なお、(株)隠岐商事より、当該施設の譲渡について要望があり、現在、協議を進めているとの説明がありました。

次に、調査事項「隠岐温泉泉源活用実証実験について」所管課から報告がありました。

衛生管理・搬送・給水方法などは十分されているとの説明であり、隠岐温泉の泉源は、昨年度調査済みであり、十分温泉として利用できることから、広く利活用ができることが望ましい。

現在、令和6年11月1日から令和7年3月末まで、町内観光宿泊施設ホテルMIYABIにて実証実験を行っている。観光客の方から好評であるとの報告がありました。

委員会では、「宿泊施設に温泉があることで観光の強みになる」「町内福祉施設での利活用も考えてみてはどうか」「宿泊施設での温泉が地元住民にも利用できると、健康促進になる」など多くの意見が出ました。

次に、「隠岐ジオパーク推進機構（隠岐DMO）の取り組みについて」。

令和6年度隠岐への観光入込状況の説明から始まり、宿泊者数（ビジネス客も含む）、外国人客数など、隠岐DMOの組織体制、中長期の事業計画の説明があり、隠岐DMOの予算概要（歳入・歳出）、また、令和5年度実施事業の成果や、令和6年度実施事業など、隠岐OTA事業、ランドオペレーター事業など多数の説明がありました。

委員からは、「ジオパークの役割が、観光以外でどのような組織になっているのか」「大地の成り立ち・生態系・人の営みとともに、伝統文化を知らせていくことが重要ではないか」などの質問がありました。

また「マルチチャンネルでジャンル毎に集客できるよう発信すべき」との意見もありました。

要望第2号の審査について、「町内事業者と地域の持続的発展に向けた景気喚起策事業の実施およびキャッシュレス決済導入に係る支援策の実施について」です。

町内需要の喚起策について、「長引いた新型コロナウイルスの感染拡大の影響も収まりがみられ、地域経済も人流や交流機会が回復しつつあるが、ウクライナ・中東情勢や円安の影響により、原材料や物価高騰が続き、依然経営状態は厳しい。町内の消費活動を活性化するために、即効性のあるプレミアム付き商品券や地域限定クーポン券のような景気喚起策事業の実施を要望するものである。また、近年キャッシュレス決済の需要が高まっているが、初期投資やランニングコストの負担により本町では導入が進んでいない。キャッシュレス決済については利用者の利便性の向上による消費活動が図られるため早急に導入を進めるべきである。普及のため、導入に係る負担の軽減を図るため支援策の実施について要望するものである」

委員からは「コロナ後に於いても物価高は続き、支援は必要ではないかと感じている」「キャッシュレス決済について、島内外で必要であると認識している」以上のことから、要望に対し、全会一致で、「採決すべし」といたしました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も、継続して研究いたします。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第99号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」から同意第6号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの27件、及び本日の議事日程第1で行いました委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の議第99号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」から議第107号「隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの9件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第99号から議第107号までの9件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第108号「町道路線の変更について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第108号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第109号「工事請負変更契約の締結について〔令和6年度社交金町道中町中条線一本橋橋梁更新(2期)工事〕」についてから議第111号「工事請負変更契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事(1期)〕」までの3件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 109 号から議第 111 号までの 3 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 112 号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 112 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 113 号「指定管理者の指定について〔西郷お魚センター（1 階鮮魚・加工品販売所）〕」から議第 119 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」までの 7 件について一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 113 号から議第 119 号までの 7 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 120 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 7 号）」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 120 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 121 号「令和 6 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」から議第 123 号「令和 6 年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 3 件について一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 121 号から議第 123 号までの 3 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意案件の採決を行います。

これより、同意第 5 号「隠岐の島町副町長の選任同意について」を採決します。

この採決は、「無記名投票」で行います。

ここで大庭副町長の退室を求めます。

(大庭 副町長 退 室)

議場の出入口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

ただ今の出席議員は議長を除き 15 名です。

立会人を指名します。

隠岐の島町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、3 番：藤野 定幸 議員、4 番：齋藤 則子 議員を指名します。

「投票用紙」を配ります。

(投 票 用 紙 の 配 付)

念のために申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

○×などは無効となります。

「投票用紙」の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認)

「配付漏れなし」と認めます。

「投票箱」を点検します。

(投 票 箱 の 点 検)

「異状なし」と認めます。

ただ今から「投票」を行います。

職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に「投票」願います。

(事務局長が議席番号及び氏名の点呼)

(全 員 投 票)

「投票漏れ」はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「投票漏れなし」と認めます。

「投票」を終わります。

「開票」を行います。

藤野 定幸 議員、齋藤 則子 議員、「開票」の立会いをお願いします。

(開 票)

「開票」の結果を報告します。

投票総数 15 票。

内有効投票 15 票、内無効投票 0 票。

有効投票の内、賛成票 15 票、反対票 0 票。

以上のとおり、「全員賛成」です。

したがって、同意第 5 号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

以上で、同意第 5 号の採決を終わります。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 閉 鎖 解 除)

大庭 副町長の入室を許可します。

(大庭 副町長 入 室)

ここで、さきほど副町長に選任されました、大庭副町長のごあいさつをお願いします。

番外：大庭副町長

○番外（ 副町長 大 庭 孝 久 ）

ただ今は、選任同意、誠にありがとうございました。

引き続きよろしくお願いいたします。

私は、池田町長が就任当初から目標に掲げております、「3つのよかったが響くまち」実現に向け、ここにおります課長を中心とした職員とともに、知恵を絞り、汗をかき、町民の皆様、この町に住んでいて良かったなと言っていたいただけるような、「ウェルビーイングなまちづくり」を、していかなければならない、そういう風に強く思っております。

もとより、浅学非才でございますので、皆様にご迷惑をかけることも多々あるかと存じますが、より一層の皆様のご指導を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の言葉といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（ 池 田 信 博 ）

次に、同意第6号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、同意第6号は、原案のとおり「同意」することに決定いたしました。

次に、要望第2号「町内事業者と地域の持続的発展に向けた景気喚起策事業の実施およびキャッシュレス決済導入に係る支援策の実施について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第2号は、委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

日 程 第 4. 隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

「隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと存じます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は議長の指名推選によることに決定いたしました。

それでは、ただ今お配りしました名簿のとおり、「隠岐の島町選挙管理委員会委員」として、谷口桂介、大上博人、村上和弘、高宮 操 氏の、4名を、「同補充員」には、吉田篤夫、灘脇守、宇野 等、春木茂正 氏の、4名を指名いたします。

お諮りします。

ただ今指名いたしました方々を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名いたしました方々が、「隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充

員」に「当選」いたしました。

なお、ただ今当選しました補充員については、補充の順序を定めなければならないと規定されております。

よって、補充員の順序についてお諮りします。

西郷、布施、五箇、都万の各地区の委員が欠けた場合は、それぞれの地区の補充員がその地区の委員になることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

以上で、「隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを、閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます

これをもって、令和 6 年第 4 回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11 時 40 分)

以 下 余 白